

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月19日

奈良県監査委員	江南政治
同	斎藤信一郎
同	西川均
同	亀田忠彦

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
江南政治	平成30年11月27日～平成31年1月23日
斎藤信一郎	平成30年11月27日～平成31年1月23日
西川均	平成30年11月27日～平成31年1月23日
亀田忠彦	平成30年11月27日～平成31年1月23日

監 査 結 果 報 告 書

平成 30 監査年度 第 2 回

(平成 30 年 11 月～平成 31 年 1 月定期監査)

(平成 31 年 1 月財政的援助団体等監査)

平成 3 1 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査	1
1	監査の実施方針	1
2	監査における重点事項	1
3	委員監査実施日	1
4	監査対象機関	1
5	監査の結果	3
	(1)部局別指摘事項等件数一覧	3
	(2)指摘事項等の内容別	5
	(3)所属別	7
	(ア)本庁	
	行政委員会	7
	(イ)出先機関	
	知事公室	7
	総務部	7
	地域振興部	8
	福祉医療部	11
	医療政策局	12
	こども・女性局	13
	くらし創造部	13
	景観・環境局	14
	産業・雇用振興部	14
	農林部	15
	県土マネジメント部	18
	まちづくり推進局	24
	教育委員会	25
	警察本部	34
	(ウ)参照資料	36
第2	財政的援助団体等監査	39
1	監査の実施方針	39
2	監査実施状況	39
3	監査の結果	39
	(1)指摘事項等件数	39
	(2)指摘事項等の内容別	39
4	監査実施団体の概要及び監査の結果	40
	公立大学法人奈良県立医科大学	40
	地方独立行政法人奈良県立病院機構	42

公立大学法人奈良県立大学	-----	45
公益財団法人奈良県地域産業振興センター	-----	47
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	-----	49
一般社団法人奈良県聴覚障害者協会	-----	51
一般社団法人奈良県歯科医師会	-----	51

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、平成30年度監査実施計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

特定の事業者を指定して契約の相手方とする随意契約について

県の契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に定める場合にのみ行うことができる例外的なものである。

契約手続については、競争性、透明性及び公平性の確保を図ることが求められており、随意契約を行う場合には、これらのことについて、県民の理解が得られるよう説明できることが必要である。

とりわけ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約など、特定の事業者を指定し相手方とする契約については、競争性、透明性及び公平性の確保の観点から、特に慎重かつ厳正に行う必要がある。

そこで、特定の事業者を指定し相手方とする契約について、事業者の選定や契約金額の妥当性の検討は適切に行われているか等の着眼点により監査を実施する。

3 委員監査実施日

平成30年11月27日～平成31年1月23日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の89所属（本庁3所属、出先機関86所属）について、実地監査又は書面監査を実施した。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室		4	産 業 ・ 雇 用 振 興 部		2
総 務 部	3		農 林 部	2	6
地 域 振 興 部	1	4	県 土 マ ネ ジ メ ン ト 部	7	2
福 祉 医 療 部		5	ま ち づ く り 推 進 局	1	3
医 療 政 策 局		2	教 育 委 員 会		3 0
こ だ も ・ 女 性 局		2	行 政 委 員 会		3
く ら し 創 造 部		3	警 察 本 部		8
景 観 ・ 環 境 局		1	合 計	1 4	7 5

- ※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査
- 書面監査 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項							注意事項							合計
	収 入	支 出	契 約	財 産	物 品	公 用 車	執 行 体 制	収 入	支 出	契 約	物 品	公 用 車	執 行 体 制		
知事公室		1												1	
総務部		1	1	1					2					5	
地域振興部	1		3				1	1	1	2				9	
福祉医療部		2												2	
医療政策局			1						1					2	
こども・女性局		2												2	
くらし創造部			1							1				2	
景観・環境局														0	
産業・雇用振興部		1	1											2	
農林部		2	5											7	
県土マネジメント部	5		7					1	4	1	1		1	20	
まちづくり推進局		1	2						1	1				5	
教育委員会	1	9	13		1				4	1				29	
行政委員会														0	
警察本部		1				3						1		5	
小計	7	20	34	1	1	3	1	2	13	6	1	1	1	91	
合計	67							24							91

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方に整理して掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正、改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正又は改善を要するもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性
の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項
で制度の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項 (67 件)

項目	内容	件数	対象所属	
収入	収入の調定	道路占用料の調定事務の遅延について	2	奈良土木事務所、五條土木事務所
		道路占用料及び河川占用料の調定の遅延について	1	郡山土木事務所
		行政財産使用料の調定事務の遅延等について	1	五條土木事務所
		高等学校授業料の調定事務の遅延について	1	大淀高等学校
	未収金	道路占用料及び河川占用料に係る未収金の事務について	1	郡山土木事務所
		行政財産使用料及び使用に係る光熱水費の未収金管理について	1	万葉文化館
支出	予算の執行	支出科目の誤りにについて	1	十津川高等学校
	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	7	自動車税事務所、中央こども家庭相談センター、まほろば健康パーク管理事務所、奈良北高等学校、郡山高等学校、大淀高等学校、奈良東養護学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	11	消防学校、郡山保健所、保健研究センター、精華学院、競輪場、中部農林振興事務所、奈良朱雀高等学校、西の京高等学校、平城高等学校、高田高等学校、橿原警察署
その他	所得税の源泉徴収の漏れについて	1	北部農林振興事務所	
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	34	中永和県税事務所、文化会館、橿原文化会館、民俗博物館、精神保健福祉センター、野外活動センター、高等技術専門校、北部農林振興事務所、南部農林振興事務所、農業研究開発センター、畜産技術センター、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、幹線街路整備事務所、奈良公園事務所、奈良高等学校、橿原高等学校、畝傍高等学校、奈良情報商業高等学校、香芝高等学校、法隆寺国際高等学校、磯城野高等学校、高取国際高等学校、王寺工業高等学校、吉野高等学校、十津川高等学校、奈良西養護学校、二階堂養護学校
財産	財産管理	公有財産台帳の登録漏れについて	1	自動車税事務所
物品	物品の取得、処分	重要物品の報告の誤りにについて	1	王寺工業高等学校
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	3	生駒警察署、郡山警察署、桜井警察署
執行体制	内部統制	内部統制の更なる強化・充実について	1	図書情報館

(イ) 注意事項 (24 件)

項目		内容	件数	対象所属
収入	収入の調定	行政財産使用料の調定事務の遅延について	1	図書情報館
		県有財産の使用料の調定漏れについて	1	郡山土木事務所
支出	支出命令	公共料金の資金前渡の遅延について	1	宇陀土木事務所
		資金前渡に係る不適切な精算手続きについて	1	奈良西養護学校
	給与・手当	通勤手当の認定の誤りについて	1	登美ヶ丘高等学校
	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	2	薬事研究センター、二階堂高等学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	登美ヶ丘高等学校
	その他	資金前渡職員が備える現金出納簿の記載誤りについて	1	奈良土木事務所
		現金出納簿の月例検査の未実施について	1	五條土木事務所
		郵便切手の過大な保有について	4	奈良県税事務所、中南和県税事務所、文化会館、幹線街路整備事務所
		郵便切手等交付簿の記載誤りについて	1	五條土木事務所
	契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	5
契約保証金		契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	1	奈良公園事務所
物品	物品の取得、処分	物品購入調書の不備について	1	五條土木事務所
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	1	奈良警察署
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	五條土木事務所

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方に整理して掲げている。

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
行政委員会	労働委員会事務局	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	人事委員会事務局	平成31年 1月22日	同 上
	収用委員会事務局	平成31年 1月22日	同 上

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	旅券事務所	平成31年 1月22日	同 上
	外国人支援センター	平成31年 1月22日	同 上
	消防学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計484,920円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額100,440円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) [別表2参照]</p>
総務部	奈良県税事務所	平成30年 12月4日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は、143,390円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。(注意事項)</p>
	中南和県税事務所	平成30年 11月27日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は、294,890円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、</p>

			<p>必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 3,922,560円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならない、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならないものとされているが、上記すべてについて支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
	自動車税事務所	平成30年 12月4日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から4か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 257,148円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表1参照]</p> <p>公有財産台帳の登録漏れについて 平成26年の監査で、所管する工作物について奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登録漏れが1件(取得価格 168,000円)認められたが、今回監査時でも未登録であった。今後は、奈良県公有財産規則に基づき、速やかに台帳への登録を行うべきである。 (指摘事項)</p>
地域振興部	文化会館	平成31年 1月22日	<p>郵便切手の過大な保有について 平成29年度末の郵便切手の保有残高は、171,010円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>

		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 7,683,320円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) [別表3参照]</p>
橿原文化会館	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 20,676,000円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件(契約額 1,803,600円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) [別表3参照]</p>
万葉文化館	平成31年 1月22日	<p>行政財産使用料及び使用に係る光熱水費の未収金管理について</p> <p>平成29年度の行政財産使用料及び使用に係る光熱水費について、滞納(20日以上滞納8件のうち3か月</p>

		<p>以上の滞納4件、滞納額合計 1,236,379円)が発生したにもかかわらず、債権管理簿を作成していない事例が認められた。また、8件とも文書による督促を行っていないかった。</p> <p>今後は、税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針及び税外債権の管理マニュアルに基づき適正な債権管理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が2件(契約額合計 21,404,784円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項) [別表3参照]</p>
民俗博物館	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,358,640円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件(契約額 280,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) [別表3参照]</p>

	<p>図書情報館</p>	<p>平成30年 11月27日</p>	<p>行政財産使用料の調定事務の遅延について 行政財産の使用料は前納とすることとなっているが、調定事務が遅延したことにより、行政財産の使用日より後に納入通知書を発行し、納期限を使用日後の日付に設定し使用日後に収納している事例が2件（行政財産使用料合計 6,802円）認められた。 今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、事務の適正な執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 20,010,240円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）〔別表3参照〕</p> <p>内部統制の更なる強化・充実について 前年度に内部統制の強化・充実について指摘をつけたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について不適正な事務処理が多数認められた。 事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処すべきである。（指摘事項）</p>
<p>福祉医療部</p>	<p>郡山保健所</p>	<p>平成31年 1月22日</p>	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 483,000円）認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表2参照〕</p>

吉野保健所 内吉野保健所	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
保健研究センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 1,046,800円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 218,980円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)〔別表2参照〕</p>	
視覚障害者福祉センター	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。	
身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	平成31年 1月22日	同 上	
医療政策局	精神保健福祉センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 2,048,508円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 1,639,008円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)〔別表3参照〕</p>

	薬事研究センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 108,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項) [別表1参照]</p>
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 4,875,120円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表1参照]</p>
	精華学院	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 308,000円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表2参照]</p>
くらし創造部	野外活動センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,175,768円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第</p>

			<p>18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件（契約額246,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
	食品衛生検査所	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	消費生活センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件（契約額77,760円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）〔別表3参照〕</p>
景観・環境局	景観・環境総合センター	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
産業・雇用振興部	競輪場	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計2,496,960円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表2参照〕</p>
	高等技術専門学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支</p>

			<p>出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 105,840円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
農林部	北部農林振興事務所	平成30年12月4日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 2,579,040円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件（契約額 2,484,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p> <p>所得税の源泉徴収漏れについて</p> <p>平成29年度の土地家屋調査士に対する業務委託について、委託料の支払時に所得税の源泉徴収を行わず、国への源泉所得税の納付を行っていない事例が2件（源泉徴収税額合計 103,594円）認められた。</p> <p>今後は、所得税法等の適用について十分留意するとともに、内部のチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
	中部農林振興事務所	平成31年1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 777,600円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が</p>

		<p>1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記2件すべてに認められた。また、それらは、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係する予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表2参照]</p>
東部農林振興事務所	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
南部農林振興事務所	平成31年 1月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成28年度及び平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 3,052,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件(契約額 1,620,000円)認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,432,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
農業研究開発センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 2,211,810円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しない</p>

		<p>いものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち1件（契約額788,400円）認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち3件（契約額合計1,423,410円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
畜産技術センター	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額137,200円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
なら食と農の魅力創造国際大学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計17,697,080円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が3件（うち最長のものは10か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件（契約額合計11,432,340円）認められた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件（契約額合計6,264,740円）認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約</p>

			<p>締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額 3,520,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
	森林技術センター	平成31年1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
県土マネジメント部	奈良土木事務所	平成31年1月17日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について 平成29年度の道路占用料について、調定決議書の作成が約4か月遅延している事例が1件（調定額13,803,750円）認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿の記載誤りについて 資金前渡職員が備える平成29年度の現金出納簿において、記入漏れや記入誤りが32件認められた。所属長は、月末に例月検査を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、実効性のあるチェック体制の整備を図るとともに、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件（契約額合計46,777,972円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が12件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記18件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち3件（契約額合計11,781,720円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>

郡山土木事務所

平成30年
12月4日

道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について

平成29年度の道路占用料及び河川占用料について、調定決議書の作成が遅延している事例が11件（調定額合計 49,491,060円）認められた。遅延の期間は、1か月以上3か月未満が5件、3か月以上が6件であり、このうち2件は12か月以上遅延していた。

今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例及び奈良県河川管理規則等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。
(指摘事項)

県有財産の使用料の調定漏れについて

県有財産にかかる使用料について、調定漏れが2件（調定額合計 11,700円）認められた。

今後は奈良県立都市公園条例及び奈良県立都市公園条例施行規則に基づき、適正に調定を行われたい。
(注意事項)

道路占用料及び河川占用料に係る未収金の事務について

道路占用料及び河川占用料に係る未収金について、督促状送付の時期が6か月以上遅延している事例が17件（調定額合計 154,370円）認められた。督促状は、納期限後20日目に発行するものとされている。また、未収金整理票の記載漏れ等管理が不十分な事例も認められた。

今後は、奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。
(指摘事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 50,515,384円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が11件、③3か月以上の事例が1件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記14件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち4件（契約額合計 9,715,600円）認められた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り

		<p>組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
高田土木事務所	平成31年 1月11日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計41,790,600円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記8件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち2件(契約額合計7,290,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表3参照]</p>
中和土木事務所	平成30年 11月27日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額合計84,993,152円)認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が14件、②3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記17件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち6件(契約額合計9,097,308円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執</p>

		<p>行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
宇陀土木事務所	平成31年 1月10日	<p>公共料金の資金前渡の遅延について 公共料金自動口座振替払いで支払う平成29年度の公共料金(4月分水道料金、4月分電気料金)について、資金前渡の手続が遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、平成28年度の公共料金(3月分電話代)の支払のために同口座に入金していた前渡資金から支払っていた事例が2件(合計4,825円)認められた。また、平成28年度の公共料金(3月分電話代)についても、後日同口座に入金した平成29年度の前渡資金から一部支払っていた。 今後は、資金管理を徹底し、適正な支払事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計11,700,240円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記7件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件(契約額669,600円)認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
吉野土木事務所	平成31年 1月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件(契約額合計53,318,828円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月</p>

		<p>以上3か月未満の事例が4件、③3か月以上の事例が8件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記18件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額7,398,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
五條土木事務所	平成31年 1月11日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>平成29年度の道路占用料について、調定決議書の作成が9か月以上遅延している事例が1件（調定額650,450円）認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県道路占用料に関する条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>行政財産使用料の調定事務の遅延等について</p> <p>平成29年度の行政財産使用料について、調定漏れが1件（調定すべき額45円）及び調定手続が調定すべき日から3か月以上遅延していた事例が3件（調定額合計291,474円）認められた。</p> <p>今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は毎月末日に検査を行うことと定められているのに、平成29年度において、この月例検査を全く行っていないかった。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>郵便切手等交付簿の記載誤りについて</p> <p>平成29年度の郵便切手等交付簿において、記帳漏れ1件及び記載誤り3件があり、毎月次の繰越額が実際の残額と一致していなかった。かい長は、毎月月末の月計累計について、検印を行うこととなっているが、これらの誤りを看過していた。郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、実効性のあるチェック体制の整備を図るとともに、郵便切手の管理及び郵便切手等交付簿への記帳を適正に行われたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につい</p>

		<p>て、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計75,804,152円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が4件（うち最長のものは8か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記14件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち2件（契約額合計2,000,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p> <p>物品購入調書の不備について</p> <p>物品購入調書は、物品を購入したとき、所属長から出納員に送付しなければならないと定められているが、備品を購入した際、物品購入調書の決裁を受けていない事例が4件（購入額合計657,720円）認められた。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、契約事務、支出事務、調定事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（注意事項）</p>
へりポート管理事務所	平成31年1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額1,220,400円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双</p>

			<p>方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項) [別表3参照]</p>
	流域下水道センター	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
まちづくり推進局	幹線街路整備事務所	平成31年 1月22日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は、50,929円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、使用枚数を的確に把握し、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計24,130,440円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち5件(契約額合計23,619,600円)認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記6件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表3参照]</p>
	まほろば健康パーク管理事務所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額151,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為</p>

			事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表1参照]
	奈良公園事務所	平成30年 12月4日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が15件(契約額合計72,722,664円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が11件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記15件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち6件(契約額合計44,373,744円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、請負業者が委託した工事履行保証契約の締結日より前に、契約保証金を免除し工事請負契約(当初契約額8,688,600円)を締結していた事例が1件認められた。今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
	奈良春日野国際 フォーラム	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	教育研究所	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件(契約額771,108円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り</p>

		組まれたい。(注意事項)〔別表3参照〕
奈良朱雀高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 518,508円)認められた。うち1件は会計年度経過後の出納整理期間に行っていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額 145,908円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)〔別表2参照〕</p>
奈良高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 3,579,436円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 3,457,036円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)〔別表3参照〕</p>
西の京高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の業務委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 1,810,764円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,580,724円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)〔別表2参照〕</p>
平城高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為</p>

		<p>を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,291,032円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額 626,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)〔別表2参照〕</p>
高円高等学校	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた</p>
登美ヶ丘高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 308,880円)認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)〔別表2参照〕</p> <p>通勤手当の認定の誤りについて</p> <p>通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため過払い(過支給額 8,760円)が1件認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
山辺高等学校	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
奈良北高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計 597,240円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)〔別表1参照〕</p>
郡山高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(契約額合計 3,466,880円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけ</p>

		<p>るチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表1参照]</p>
法隆寺国際高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,417,305円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,195,905円)認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち2件(契約額合計 324,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項) [別表3参照]</p>
西和清陵高等学校	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
二階堂高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から1か月以上遅延していた事例が1件(契約額 147,960円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項) [別表1参照]</p>
磯城野高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 833,032円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記4件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執</p>

		行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]
橿原高等学校 (畝傍寮)	平成31年 1月22日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 896,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記2件すべてに認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]
畝傍高等学校 (かぐやま寮)	平成31年 1月22日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 140,400円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]
高取国際高等学校	平成31年 1月22日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 2,806,400円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書

		<p>の作成も遅延していた事例が上記2件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
奈良情報商業高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,418,808円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち2件(契約額合計 1,190,808円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
王寺工業高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 3,955,318円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件(契約額合計 3,503,138円)が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p> <p>重要物品の報告の誤りについて</p> <p>平成27年度に重要物品として一式登録していた校内電子掲示板システムのうち29型テレビ等一部の物品を処分したが、財産調書及び備品管理簿の整理を怠っていた事例を平成28年度の監査で指摘をした。</p>

		<p>平成28年度に当該指摘に対する是正措置として、備品管理簿に登記されている校内電子掲示板システムの金額から廃棄した物品の金額分を減額したが、校内電子掲示板システムの金額を8,602,818円とすべきところ、誤って10,114,818円としていた。そのため、平成28年度の財産調書には、校内電子掲示板システムの金額として、備品管理簿に基づき上記の誤った額を計上していた。</p> <p>さらに平成29年度に会計局と協議の上、校内電子掲示板システムを一式の登記から物品ごとの個別の登記に変更したが、物品として登記すべきソフトウェア(1,627,500円)を備品管理簿に登記していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な重要物品の報告及び備品管理簿への登記を行うべきである。 (指摘事項)</p>
大和広陵高等学校	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
香芝高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、業務完了後に支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額294,840円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければならないとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた。また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表3参照]</p>
高田高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計9,050,292円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が、上記のうち5件(契約額合計8,725,320円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) [別表2参照]</p>
青翔中学校	平成31年	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に</p>

	1月22日	処理されていると認められた。
青翔高等学校	平成31年 1月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
大淀高等学校	平成31年 1月22日	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について 平成29年度の高等学校授業料について、調定手続が調定すべき日から7か月以上遅延していた事例が1件（20名分 調定額合計 801,900円）、3か月以上遅延していた事例が1件（15名分 調定額合計 584,100円）認められた。 今後は、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備を図り、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（単価契約 支出負担行為額合計 402,485円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）〔別表1参照〕</p>
吉野高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が11件（契約額合計 2,989,016円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が9件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち4件（契約額合計 1,742,480円）認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p>
十津川高等学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 471,959円）</p>

		<p>認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち3件（契約額合計 399,288円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表3参照〕</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>前回の監査において、平成28年度の廃棄物の収集処理（支出負担行為額 100,000円）について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行したため注意事項としたところであるが、今回の監査においても、平成29年度の廃棄物の収集処理（支出負担行為額100,000円）について、役務費で執行すべきところを誤って委託料で執行していた。</p> <p>今後は十分留意のうえ適正な科目で支出すべきである。（指摘事項）</p>
奈良東養護学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件（契約額合計 371,656円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）〔別表1参照〕</p>
奈良西養護学校	平成31年 1月22日	<p>資金前渡に係る不適切な精算手続について</p> <p>平成29年度に資金前渡を行った扶助費（特別支援教育就学奨励費 13件 支給額合計 425,278円）について、支払に関して証拠となるべき書類である領収書の日付が未記入（9件）であったり、精算日以後（2件）であったり、資金を受けた日以前（1件）のものであるなどしているのに、その書類を添付した精算書を作成し支出命令者に提出していた。</p> <p>また、資金前渡職員は、登記原因の発生の都度その内容を現金出納簿に記入し常に資金の状況を明らかにしなければならないが、現金出納簿を適時に登記していなかった。</p> <p>さらに、所属長は、資金前渡職員に対する月例検査を適切に行っていなかった。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為</p>

			<p>を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が10件(契約額合計1,951,187円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が9件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記のうち6件(契約額合計696,605円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)〔別表3参照〕</p>
	二階堂養護学校	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約等について、支出負担行為を行うべき日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計3,818,880円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成も遅延していた事例が上記3件すべてに認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)〔別表3参照〕</p>
警察本部	奈良警察署	平成31年 1月22日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計111,563円)が認められた。公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。(注意事項)</p>
	生駒警察署	平成31年 1月22日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計151,820円)が認められた。公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	郡山警察署	平成31年 1月22日	<p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合100%のもの3件、県側損害額合計896,400円)が認められた。公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。(指摘事項)</p>

桜井警察署	平成31年 1月22日	<p>公用車の使用使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合 100%のもの4件、県側損害額合計 313,909円)が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。(指摘事項)</p>
橿原警察署	平成31年 1月22日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うべきとされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 332,424円)、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が4件すべてに認められた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項) [別表2参照]</p>
高田警察署	平成31年 1月22日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
五條警察署	平成31年 1月22日	<p>同 上</p>
吉野警察署	平成31年 1月22日	<p>同 上</p>

(ウ) 参照資料

別表1 支出負担行為の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延					
			態様の内訳の件数			
	件数	契約金額	業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延
自動車税事務所	1	257,148				1
薬事研究センター	1	108,000			1	
中央こども家庭相談センター	2	4,875,120	1	1	1	
まほろば健康パーク管理事務所	1	151,200	1			
奈良北高等学校	3	597,240	3			
郡山高等学校	5	3,466,880	5	1		
二階堂高等学校	1	147,960			1	
大淀高等学校	3	402,485	3			
奈良東養護学校	8	371,656	8			
9 所属 計	25	10,377,689	21	2	3	1

別表2 支出負担行為の遅延及び契約書の作成について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成		令達未済	
	件数	契約金額	態様の内訳の件数				支出負担行為なし			
			業務完了後	左のうち会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	件数	契約金額	件数	契約金額
消防学校	3	484,920	2			1	1	100,440		
郡山保健所	1	483,000				1	1	483,000		
保健研究センター	6	1,046,800	2		4		2	218,980		
精華学院	1	308,000	1				1	308,000		
競輪場	2	2,496,960	2				2	2,496,960		
中部農林振興事務所	2	777,600	1	1	1		2	777,600	2	777,600
奈良朱雀高等学校	3	518,508	3	1			1	145,908		
西の京高等学校	4	1,810,764	2	2	2		2	1,580,724		
平城高等学校	3	1,291,032	3				1	626,400		
登美ヶ丘高等学校	1	308,880			1		1	308,880		
高田高等学校	6	9,050,292	5	1	1		5	8,725,320		
橿原警察署	4	332,424	4	1			4	332,424		
12所属計	36	18,909,180	25	6	9	2	23	16,104,636	2	777,600

別表3 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

(単位：件、円)

所属名	支出負担行為の遅延						契約書の作成				令達未済	
	件数	契約金額	業務完了後	態様の内訳の件数			遅延		支出負担行為なし			
				左のうちに会計年度終了後	1月以上3月未満遅延	3月以上遅延	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
中南和泉税務事務所	4	3,922,560	1		3		4	3,922,560				
文化会館	2	7,683,320	1		1		2	7,683,320				
橿原文化会館	3	20,676,000	2		1		3	20,676,000			1	1,803,600
万葉文化館	2	21,404,784			2		2	21,404,784				
民俗博物館	3	1,358,640	1			2	3	1,358,640			1	280,800
図書情報館	3	20,010,240			3		3	20,010,240				
精神保健福祉センター	5	2,048,508	2		2	1	4	1,639,008				
野外活動センター	4	1,175,768	4	3			1	246,000				
消費生活センター	1	77,760			1		1	77,760				
高等技術専門学校	1	105,840	1				1	105,840				
北部農林振興事務所	2	2,579,040	1			1	1	2,484,000				
南部農林振興事務所	3	3,052,400	1		1	1	1	1,620,000	2	1,432,400		
農業研究開発センター	4	2,211,810	4				1	788,400	3	1,423,410		
畜産技術センター	1	137,200				1	1	137,200				
なら食と農の魅力創造国際大学校	6	17,697,080	1		2	3	4	11,432,340	2	6,264,740	1	3,520,800
奈良土木事務所	18	46,777,972	5	1	12	1	18	46,777,972			3	11,781,720
郡山土木事務所	14	50,515,384	2		11	1	14	50,515,384			4	9,715,600
高田土木事務所	8	41,790,600	5	2	2	1	8	41,790,600			2	7,290,000
中和土木事務所	17	84,993,152			14	3	17	84,993,152			6	9,097,308
宇陀土木事務所	7	11,700,240	4	3	1	2	7	11,700,240			1	669,600
吉野土木事務所	18	53,318,828	6		4	8	18	53,318,828			1	7,398,000
五條土木事務所	14	75,804,152	5	2	5	4	14	75,804,152			2	2,000,000
ヘリポート管理事務所	1	1,220,400			1		1	1,220,400			1	1,220,400
幹線街路整備事務所	6	24,130,440	1		5		5	23,619,600			6	24,130,440
奈良公園事務所	15	72,722,664	3		11	1	15	72,722,664			6	44,373,744
教育研究所	1	771,108			1		1	771,108				
奈良高等学校	5	3,579,436	5				4	3,457,036				
法隆寺国際高等学校	3	1,417,305	2		1		2	1,195,905			2	324,000
磯城野高等学校	4	833,032	4				4	833,032				
橿原高等学校(畝傍寮)	2	896,400	1		1		2	896,400			2	896,400
畝傍高等学校(かぐやま寮)	1	140,400	1				1	140,400			1	140,400
高取国際高等学校	2	2,806,400	2				2	2,806,400				
奈良情報商業高等学校	3	1,418,808	1		2		2	1,190,808				
王寺工業高等学校	7	3,955,318	5		2		4	3,503,138				
香芝高等学校	1	294,840	1				1	294,840			1	294,840
吉野高等学校	11	2,989,016	9	1	1	1	4	1,742,480				
十津川高等学校	5	471,959	2		3		3	399,288				
奈良西養護学校	10	1,951,187	9		1		6	696,605				
二階堂養護学校	3	3,818,880	1		2		3	3,818,880				
39所属計	220	592,458,871	93	12	96	31	188	577,795,404	7	9,120,550	41	124,937,652

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、また、指定管理者による公の施設の管理については、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて、それぞれ監査を実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合 計
5	—	2	7

※出資団体で他にも該当する場合は、出資団体の欄に記載している。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合 計
1	1	1	3

(2) 指摘事項等の内容別

ア 指摘事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
収 入	出納員以外の職員による現金の取扱い等について	1	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団

イ 注意事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
支 出	通勤手当の認定の誤りについて	1	公立大学法人奈良県立大学

ウ 意見事項(1件)

項目	内容	件数	対象団体
決 算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	平成31年1月23日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資

イ 平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金	1,907,530,000円
中期目標達成促進補助金等	1,769,860,761円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,438,226,401	流動負債	11,021,313,583
現金及び預金	2,308,921,005	預り補助金等	83,788,730
未収学生納付金収入	583,236	寄附金債務	1,424,776,626
未収附属病院収入	6,990,909,156	前受受託研究費等	171,402,285
その他未収入金	529,610,884	前受金	11,807,000
たな卸資産	3,163,999	預り金	175,248,383
医薬品及び診療材料	561,301,070	預り科学研究費補助金等	68,677,222
前払費用	29,655,919	一年以内返済予定長期借入金	1,740,128,302
その他流動資産	14,081,132	未払金	6,131,202,895
固定資産	23,709,249,764	未払費用	129,568,356
有形固定資産	22,883,210,889	未払消費税	44,059,100
建物	17,298,731,675	短期リース債務	4,083,723
構築物	35,717,518	賞与引当金	1,036,523,121
機械及び装置	17,876,206	仮受金	47,840
工具器具備品	4,680,342,873	固定負債	19,161,805,075
図書	531,481,797	資産見返負債	3,843,382,680
車両運搬具	1,813,620	長期寄附金債務	11,139,000
建設仮勘定	317,247,200	長期前受受託研究費等	397,376,610
無形固定資産	401,634,729	長期借入金	13,244,318,998
特許権	580,448	退職給付引当金	1,648,493,337
特許権仮勘定	15,482,535	長期リース債務	264,450
ソフトウェア	385,171,746	資産除去債務	16,830,000
電話加入権	400,000	負債合計	30,183,118,658
投資その他の資産	424,404,146	資本金	20,066,173,000
投資有価証券	311,379,576	資本剰余金	△ 13,830,358,467
長期貸付金	112,939,000	繰越欠損金	△ 2,271,457,026
長期未収入金	0	純資産合計	3,964,357,507
その他	85,570		
合 計	34,147,476,165	合 計	34,147,476,165

損 益 計 算 書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
經常費用	45,587,864,264	經常収益	45,293,571,049
業務費	44,603,546,925	運営費交付金収益	1,895,322,000
教育経費	304,808,597	授業料収益	641,698,073
研究経費	885,590,090	入学金収益	124,764,000
診療経費	24,564,388,122	検定料収益	28,293,000
教育研究支援経費	107,059,169	附属病院収益	39,482,415,669
受託研究費等	572,703,145	受託研究等収益	770,769,593
役員人件費	76,935,723	補助金等収益	1,421,653,919
教員人件費	4,302,984,903	寄附金収益	391,227,260
職員人件費	13,789,077,176	財務収益	21,169
一般管理費	924,101,088	資産見返負債戻入	334,069,735
財務費用	60,216,251	雑益	203,336,631
臨時損失	21,816,134	臨時利益	74,767,022
固定資産除却損	9,389,499	徴収不能引当金戻入益	437,400
その他臨時損失	12,426,635	貸倒引当金戻入益	120,000
		資産見返補助金等戻入	76,126
		資産見返運営交付金等戻入	3
		資産見返寄附金戻入	4,596,988
		資産見返物品受贈額戻入	837,511
		退職給付会計基準改正に伴う調整額	25,492,665
		過年度附属病院収益修正額	37,408,409
		その他臨時利益	5,797,920
総費用合計(a)	45,609,680,398	総収益合計(b)	45,368,338,071
当期純利益(b)-(a)=(c)	△ 241,342,327	前期繰越欠損金(d)	△ 2,030,114,699
次期繰越欠損金(c)+(d)	△ 2,271,457,026		

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	地方独立行政法人奈良県立 病院機構	実施年月日	平成31年1月9日
-----	----------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資

イ 平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金	2,522,017,000円
小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等	1,050,073,110円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	38,887,278,457	固定負債	45,714,674,139
有形固定資産	38,761,721,758	資産見返負債	1,708,851,180
建物	33,817,942,112	長期借入金	34,634,144,564
構築物	1,383,068,397	移行前地方債償還債務	1,307,041,225
器械備品	3,208,523,203	退職給付引当金	6,036,578,839
リース資産	318,337,284	訴訟損失引当金	22,447,000
車両	10,590,762	リース債務	264,401,193
美術品	1,480,000	資産除去債務	1,741,210,138
建設仮勘定	21,780,000	流動負債	9,071,256,116
無形固定資産	125,556,699	短期借入金	3,000,000,000
借地権	90,260,000	一年以内返済予定長期借入金	406,674,881
電話加入権	2,974,300	一年以内返済予定移行前地方債償還債務	319,536,634
水道施設利用権	32,322,399	医業未払金	2,228,892,581
流動資産	6,553,966,083	未払金	2,113,433,809
現金及び預金	2,419,172,729	一年以内返済予定リース債務	45,969,500
医業未収金	3,673,802,864	預り金	69,283,945
未収入金	339,583,854	賞与引当金	854,316,667
医薬品	87,492,350	資産除去債務	33,148,149
診療材料	32,659,321	負債合計	54,785,930,255
立替金	1,254,965	資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△ 10,987,682,970
		当期未処理損失	△ 10,987,682,970
		純資産合計	△ 9,344,685,715
合 計	45,441,244,540	合 計	45,441,244,540

損 益 計 算 書

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業費用	23,947,993,020	営業収益	25,032,649,124
医業費用	23,462,668,735	医業収益	22,300,360,511
看護師養成事業費用	214,935,407	看護師養成事業収益	60,524,416
一般管理費	270,388,878	運営費負担金収益	2,366,000,000
営業外費用	855,911,262	補助金等収益	236,148,931
財務費用	114,004,789	資産見返補助金等戻入	22,478,608
控除対象外消費税等	732,629,058	資産見返寄附金戻入	660,840
その他営業外費用	9,277,415	資産見返物品受贈額戻入	10,800,200
臨時損失	3,854,486,133	受託事業等収益	35,675,618
固定資産除却損	152,671,043	営業外収益	425,725,102
固定資産譲渡損	217,638,403	運営費負担金収益	156,017,000
減損損失	2,698,483,915	財務収益	222
過年度損益修正損	44,311,148	寄附金収益	54,418,188
退職給付費用	741,381,624	その他営業外収益	215,289,692
		臨時利益	45,568,237
		貸倒引当金戻入益	1,378,807
		訴訟損失引当金戻入益	12
		資産見返補助金等戻入	1,313,953
		資産見返物品受贈額戻入	42,875,465
総費用合計(a)	28,658,390,415	総収益合計(b)	25,503,942,463
当期純利益(b)-(a)=(c)	△ 3,154,447,952	前期繰越欠損金(d)	△ 7,833,235,018
次期繰越欠損金(c)+(d)	△ 10,987,682,970		

(4) 監査の結果

経営改善の取組について(意見)

平成29年度の法人決算は、経常損益では6億54百万円の経常利益を計上し、法人化後初めての黒字となったものの、臨時損益で38億9百万円の臨時損失を計上したことにより、31億54百万円の当期純損失を計上した。法人化後4年連続での赤字で、これにより累積欠損金が109億88百万円となり、93億45百万円の債務超過となっている。

また、年度末の短期借入金残額も平成29年度末残額は30億円となっており、平成28年度より改善したものの資金不足が常態化している。

このような状況のもと、平成29年2月に法人では県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて中期計画を見直し、様々な手法で経営

改善に取り組んでいるところであるが、累積欠損金については平成29年度の計画額85億61百万円を達成できず、これを24億27百万円超過している状況である。平成30年5月に新築移転した総合医療センターの医業収益の増加が見込まれるものの、当面、これを上回る給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加は避けられず、経営状況は更に厳しさを増すことが予想される。

引き続き中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	平成31年1月9日
-----	--------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 43,145,606円は、全額県の出資

イ 平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 264,701,000円

公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金 96,622,000円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び純資産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	316,819,447	流動負債	218,313,789
現金及び預金	313,618,981	運営費交付金債務	22,481,946
未収学生納付金収入	921,200	預り補助金等	247,274
その他未収入金	1,462,382	寄附金債務	634,940
前払費用	816,280	未払金	154,618,359
立替金	604	未払消費税等	673,800
		短期リース債務	5,312,595
固定資産	339,326,648	預り科学研究費補助金等	2,016,353
有形固定資産	313,405,675	預り金	32,328,522
建物	35,220,926	固定負債	284,340,163
構築物	586,620	資産見返負債	268,975,877
工具器具備品	47,216,616	長期リース債務	15,364,286
図書	228,381,513		
美術品・収蔵品	2,000,000	負債合計	502,653,952
無形固定資産	25,920,973	資本金	43,145,606
ソフトウェア	25,920,973	資本剰余金	△ 5,924,680
		利益剰余金	116,271,217
		積立金	77,977,926
		当期未処分利益	38,293,291
		純資産合計	153,492,143
資産合計	656,146,095	負債純資産合計	656,146,095

損 益 計 算 書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	786,330,396	経常収益	824,623,687
業務費	746,165,670	運営費交付金収益	272,606,661
教育経費	95,559,886	授業料収益	337,739,500
研究経費	39,569,736	入学金収益	56,496,000
教育研究支援経費	18,910,852	検定料収益	20,298,000
受託事業費	1,235,839	受託事業等収益	381,176
役員人件費	5,493,780	補助金等収益	100,250,058
教員人件費	383,641,141	寄附金収益	3,083,687
職員人件費	201,754,436	資産見返負債戻入	13,183,429
一般管理費	39,911,093	雑益	20,585,176
雑損	253,633		
総費用合計(a)	786,330,396	総収益合計(b)	824,623,687
当期純利益(b)-(a)=(c)	38,293,291	前期繰越欠損金(d)	0
次期繰越利益(c)+(d)	38,293,291		

(4) 監査の結果

通勤手当の認定の誤りについて (注意事項)

通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため過払いが2件(計16,800円)認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	平成31年1月17日
-----	---------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000円は、全額県の出資

イ 平成29年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 102,225,637円

(3) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,882,472,163	流動負債	520,986,836
現金預金	601,346,190	短期借入金	454,641,500
割賦設備	598,756,000	未払費用	968,124
リース投資資産	525,910,490	未払金	48,485,136
割賦販売未収金	7,615,285	未払消費税等	13,459,715
割賦設備未収損害賠償金	186,207,103	前受収益	45,360
リース未収規定損害金	95,335,023	短期預り金	1,894,934
貸倒引当金	△ 268,973,000	返還金	1,235,363
未収金	120,972,020	短期リース債務	256,704
仮払金	11,585,200	固定負債	3,928,843,444
未収収益	3,717,852	長期借入金	3,745,414,000
固定資産	3,250,056,471	長期預り金	35,335,683
基本財産	5,000,000	退職給付引当金	31,639,256
特定資産	3,172,351,619	保険金返還引当金	10,006,500
その他の固定資産	72,704,852	共済年金引当金	1,016,047
		リース設備引揚準備金	1,989,450
		割賦設備預り保証金	103,420,562
		長期リース債務	21,946
		負債合計	4,449,830,280
		指定正味財産	529,357,420
		一般正味財産	153,340,934
		正味財産合計	682,698,354
合 計	5,132,528,634	合 計	5,132,528,634

正味財産増減計算書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	917,470,508	経常収益	935,934,496
事業費	866,859,138	基本財産運用益	3,500
管理費	50,611,370	特定資産運用益	35,894,390
		事業収益	683,071,544
		受取補助金等	120,286,871
		受取負担金	503,981
		受取寄付金	50,498,410
		雑収益	25,242,800
		引当金戻入益	20,433,000
経常外費用	0	経常外収益	0
合 計	917,470,508	合 計	935,934,496
一般正味財産増減額	18,463,988		

(4) 監査の結果

出資等に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	実施年月日	平成31年1月17日
-----	------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

障害者等の各種相談に応じると共に、障害の早期発見、検査・治療・機能回復訓練等を一貫して行い、障害者等の社会自立を促進する目的で奈良県が設置した奈良県障害者総合支援センター及び県営福祉パークの運営について、奈良県から委託（指定管理）を受け、適切かつ能率的に行うことにより、奈良県における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 10,000,000円は、全額県の出資

(3) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク、福祉住宅体験館

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県障害者総合支援センターの管理運営
- ・県営福祉パーク、福祉住宅体験館の管理運営

ウ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

エ 指定管理委託料 162,313,000円（平成29年度）

(4) 財務の状況

貸借対照表

平成30年3月31日現在

（単位：円）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	421,038,133	流動負債	22,431,303
現金預金	360,273,470	事業未払金	22,288,181
事業未収金	60,531,309	預り金	3,265
立替金	233,354	職員預り金	139,857
固定資産	250,273,266	固定負債	38,302,719
基本財産	10,000,000	退職給付引当金	38,302,719
その他の固定資産	240,273,266		
		負債合計	60,734,022
		基本金	10,000,000
		その他の積立金	199,368,812
		次期繰越活動増減差額	401,208,565
		純資産合計	610,577,377
合 計	671,311,399	合 計	671,311,399

収 支 計 算 書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	530,922,011	事業活動収入	497,943,826
人件費支出	408,019,888	受託事業等収入	162,313,000
事務費支出	47,849,596	利用料金収入	330,857,748
事業費支出	70,396,072	寄附金収入	124,696
減価償却費	8,080	就労支援事業収入	4,648,382
就労支援事業原価	4,648,375	事業活動外収入	447,262
		受取利息配当金収入	85,008
		その他事業活動外収益	362,254
		特別収入	1
当期支出合計(a)	530,922,011	当期収入合計(b)	498,391,089
当期収支差額(b)－(a)	△ 32,530,922	前期繰越収支差額	421,178,817
次期繰越収支差額		その他積立金取崩額	12,560,670
(c)－(a)	401,208,565	収入合計(c)	932,130,576

(4) 監査の結果

出納員以外の職員による現金の取扱い等について(指摘事項)

社会福祉法人奈良県社会福祉事業団経理規程により、金銭の収納及び領収書の発行は出納員が行うこととされているが、指定管理施設である福祉住宅体験館の多目的運動ホール及び研修室の利用料(平成29年度230件、合計額880,530円)について、出納員以外の職員が日常的に金銭の収納及び領収書の発行を行っていた。

今後は、関係規程に基づき、現金の取扱い等について適正な事務の執行に努めるべきである。

団体名	指定管理者 一般社団法人奈良県聴覚障害者 協会	実施年月日	平成31年1月22日
-----	-------------------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 奈良県聴覚障害者支援センター
- イ 指定管理業務の主な内容
- ・ 奈良県聴覚障害者支援センター条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ・ 奈良県聴覚障害者支援センターの施設等の維持管理に関する業務
 - ・ 奈良県聴覚障害者支援センターの利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日
- エ 指定管理委託料 30,055,000円（平成29年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 一般社団法人奈良県歯科医師会	実施年月日	平成31年1月22日
-----	-------------------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）
- イ 指定管理業務の主な内容
- ・ 心身障害者歯科衛生診療所の管理・運営に関すること
- ウ 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日
- エ 指定管理委託料 20,725,401円（平成29年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。